

（仮称）青森市地域福祉計画 素案の概要

1 計画策定の目的

○本計画は「青森市総合計画後期基本計画」の分野別計画として、計画中の施策である「地域福祉の推進」を具体化するための計画として策定します。
また、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。
○健康福祉政策関連の各計画における、地域福祉に関する理念や目標を共有し、整合性を図り、地域福祉を総合的に推進するための計画とします。

2 計画期間

平成28年度から平成32年度（5年間）
※後期基本計画と同期間

3 現状と課題、計画の基本方向

現 状

社会動向

人口減少、少子高齢化

地域コミュニティの弱体化

虐待、孤立、引きこもり、認知症等の顕在化

生活支援ニーズの多様化

地域福祉の担い手不足

災害時における要支援者への配慮（避難支援、福祉避難所）

「社会的包容」の理念の浸透（ソーシャルインクルージョン）

制度改正

医療制度改革（病床数削減）

介護保険制度改革

生活困窮者自立支援制度の開始

障害者差別解消法の制定
障害者権利条約の締結

青森市子どもの権利条例の制定

社会福祉法改正（予定）
（社会福祉法人の地域貢献）

市民、町(内)会、福祉団体等へのアンケート

【現状】近所のつながり希薄化、人材不足、支援ニーズと提供ニーズのずれ など

【今後】地域住民のつながりが必要

課 題

○住民同士で支え合う意識の更なる向上が必要

人口減少・少子高齢化の進展や、地域コミュニティの弱体化により、地域の中でお互いに支え合う互助の力（相互扶助の力）が低下してきていることから、支え合う地域づくりを進めていくため、ソーシャル・インクルージョンをはじめとする地域住民一人ひとりが地域でお互いに支え合う意識の醸成や、子どもの権利の保障や虐待防止など権利擁護意識の醸成を図ることが必要となっています。

○担い手の不足への対策が必要

町(内)会や社会福祉法人等の地域福祉の担い手は不足している状況にあり、市においても民生委員の欠員など担い手不足が生じていることから、これまでの地域福祉活動を維持あるいは発展させていくためには、高齢者、障がい者や子どもなど多様な面において、地域の中で困っている人を支えるために地域福祉の人材の育成・確保により一層力を入れていく必要があります。

○地域で支え合う体制づくりが必要

医療や介護などの社会保障制度改革により、高齢者や障がい者は、これまでの入院・入所生活から在宅生活への移行が促進されることから、地域における包括的な支援が必要となること、また、地域住民や社会福祉法人等のニーズとして、地域福祉の推進のためには地域の団体の交流・連携が必要と考えていることから、地域でのソーシャル・インクルージョンの実現に向けて、多様な主体が連携し、地域ごとに人や団体を結び付け、住民同士が支え合う体制づくりが必要となっています。

○地域福祉活動のための「場」の整備・提供が必要

施設の老朽化に対応しながらの地域福祉活動促進のための施設管理や、介護保険制度改革に伴う高齢者の在宅生活を支えるための施設整備の推進など地域福祉を支える施設の整備が引き続き必要となっています。
また、地域コミュニティの弱体化を改善するため、地域住民や団体が交流する機会づくりが重要であることから、活動機会の提供も必要となっています。

○地域の状況に応じた支援や相談対応・情報提供が必要

介護保険制度改革による生活支援等のための新しい総合事業の実施、障がい者の自立に関する支援や、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援、また、生活困窮者への自立支援制度の実施、災害時における要支援者への避難支援など、様々な制度改正や地域住民のニーズに対応し、地域の中で支援を受けられず孤立することがないよう、地域の状況に応じた支援の実施、相談対応、情報提供が必要となっています。

基本方向（施策の方向）

○地域で支え合う意識の向上

市民一人ひとりが地域でつながり支え合うという意識がこれまで以上に根付くよう、自助・共助・公助の考えを踏まえ、地域で支え合う意識づくり、権利擁護意識の向上を推進します。

○地域福祉の担い手の育成・確保

今後の更なる人口減少、少子高齢化に備えた地域づくりを進め、地域で支え合う力を強化するため、地域福祉の担い手の育成・確保を図ります。

○地域での共助ネットワークの構築

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域の中で共に助け合い、可能な限り地域の中で支援やサービスが受けられる体制づくりを目指します。

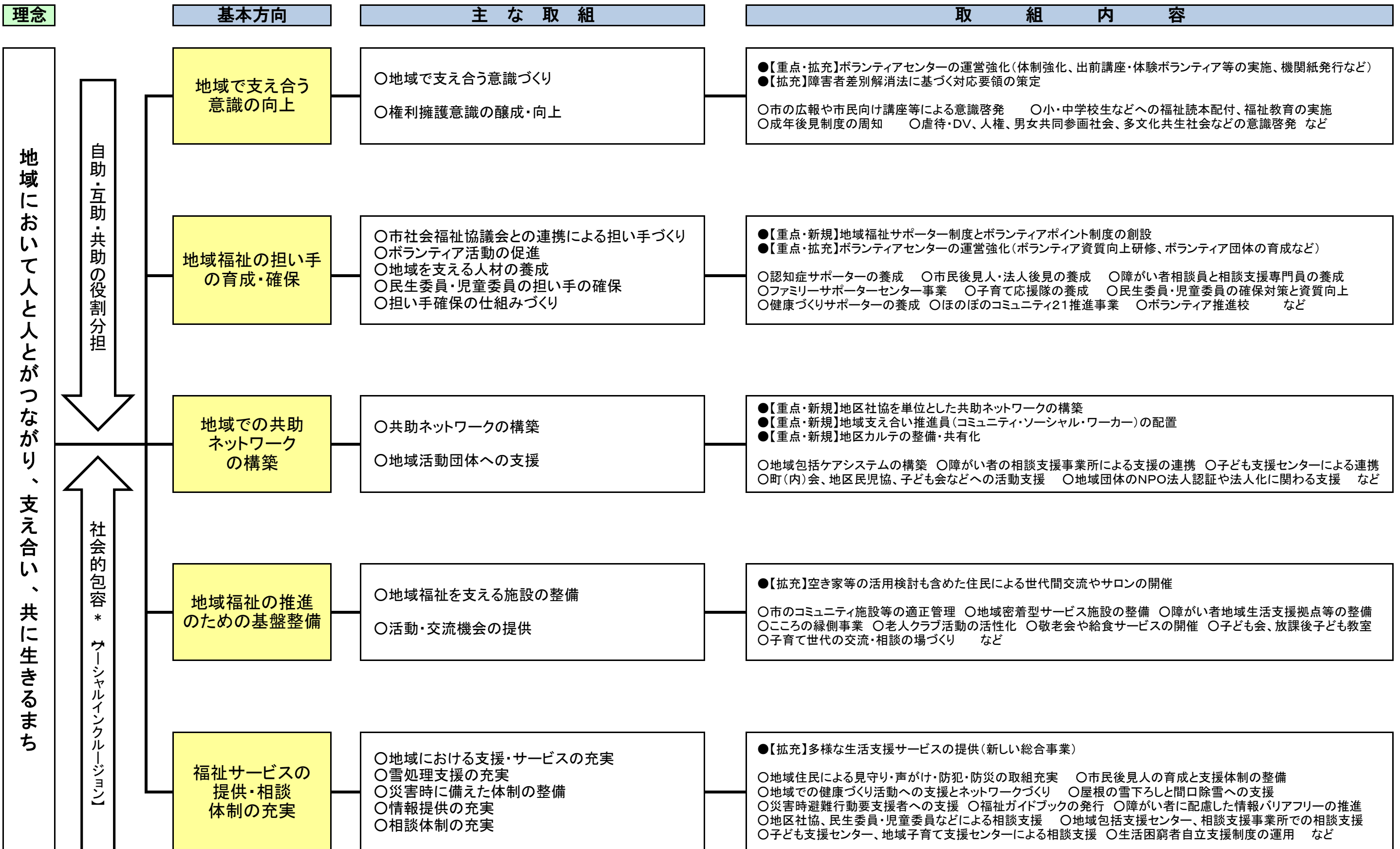
○地域福祉推進のための基盤整備

青森市福祉増進センターや青森市総合福祉センター、浪岡総合保健福祉センター、福祉館など、地域における福祉活動拠点のハード面の充実を図るとともに、これらの拠点を活用した集まりや交流の場づくりなどのソフト面でも地域住民が活動しやすい環境づくりを図ります。

○福祉サービス提供体制・相談体制の充実

高齢者、障がい者、子どもなどが地域で安心して生活できるよう、自助・共助・公助の視点に立ち、各種支援制度や相談体制等の充実を図ります。

4 施策の体系と主な事業



* 社会的包容（ソーシャルインクルージョン）とは、「誰もが住み慣れた地域で年齢や性別にかかわらず障がいのある人もない人もお互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら生活する」という考え方